

ご契約のお取扱い	
被保険者のご契約年齢（保険年齢）	55～75歳 ※被保険者のご契約年齢は、満年齢の6カ月以下は切り捨て、6カ月超1年未満は1歳切り上げて計算します。
基本保険金額	最低200万円／最高5億円／10万円単位
一時払保険料	ご契約時に定めた基本保険金額と同額で、一括でお払い込みいただきます。
保険料払込方法	一時払
告知	職業告知のみ（医師による診査は不要）
責任開始日	被保険者告知日、または、アクサ生命保険料領収日のいずれか遅い日 ※この日より、ご契約上の保障（責任）が開始されます。
契約日	責任開始日 ※この日を基準として、ご契約年齢や積立期間等を計算します。
特別勘定繰入日	アクサ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日、または、契約日からその日を含めて8日目（その日が休業日にあたる場合には、翌営業日）のいずれか遅い日 ※この日末に、一時払保険料から契約初期費用（5％）を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。
クーリング・オフ制度	この保険はクーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除）の対象となります。 お申込み後、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除のお申出＊をいただいた場合には、お払い込みいただいた一時払保険料を全額返戻いたします。 ＊ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除の意思を表示した書面（封書）をアクサ生命に発信（8日以内の消印有効）いただくことをいいます。
積立期間	1～35年（年単位）
年金支払開始年齢	56～90歳
年金受取人	ご契約者または被保険者
年金の種類	特別勘定終身年金 ※ 保証金額付特別勘定年金特約（終身型）」が付加されています。
年金支払期間	終身

- 契約者配当金 : ありません。
- 契約者貸付 : お取り扱いいたしません。
- 基本保険金額の増額 : お取り扱いいたしません。

募集代理店からのご説明事項

この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引きに影響を及ぼすことは一切ありません。この保険はアクサ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象とはなりません。

ご契約の際には、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等について、「特別勘定のしおり」は、特別勘定資産の運用等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。
（「ご契約のしおり・約款」記載事項の例）
◆クーリング・オフ制度（お申込みの撤回等） ◆特別勘定と資産運用について ◆告知について ◆保障の責任開始期および契約日について
◆死亡給付金などをお支払いしない場合などについて ◆ご契約の解約・一部解約と払いもどし金について

生命保険契約者保護機構

アクサ生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しております。
生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した年金額、給付金額、払いもどし金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、年金額、給付金額、払いもどし金額等が削減されることがあります。
詳細については、生命保険契約者保護機構（TEL 03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>）までお問い合わせください。

くわしくは、**変額個人年金保険の販売資格を持った募集代理店の担当者（生命保険募集人）**にご相談ください。

- この保険の販売資格について
この保険の販売は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に氏名が登録された者のみが行なえます。募集代理店の担当者（生命保険募集人）の販売資格等に関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命のカスタマーサービスセンター（TEL 0120-375-193 平日9:00～17:00（土・日・祝日および12/31～1/3を除く））までご連絡ください。
- 生命保険募集人について
募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに、有効に成立します。

（お問合せ、ご照会）
募集代理店

（引受保険会社に関するお問合せ、ご照会）
引受保険会社

 **アクサ生命保険株式会社**

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

➔ **アクサ生命ホームページ** <http://www.axa.co.jp/life/>

カスタマーサービスセンター TEL 0120-375-193
平日 9:00～17:00（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）

AXA-10-0708-1268/9F7 1-6 2007.09.30

active generation

アクティブ ジェネレーション

保証金額付特別勘定年金特約（終身型）付変額個人年金保険（06）

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

アクサ生命

Be Life Confident

2007.9



若いときに夢中だった、憧れていたことをもう一度。

これから、新しいことにチャレンジしたい。

そんなアクティブなみなさまをアクサ生命がバックアップいたします。

確かな資産活用でセカンドライフを軽快に。

これからの日々を、体も心もアクティブに。
アクティブジェネレーションを、応援します。

active generation
アクティブ ジェネレーション

保証金額付特別勘定年金特約(終身型)付変額個人年金保険(06)

CONTENTS

	ページ
ご注意いただきたい事項	3
特長としくみ	4-5
この商品の3つのポイント	6
ロールアップ保証機能とラチェット保証機能	7
特別勘定終身年金	8
ケーススタディ	9-10
特別勘定	11-12
死亡保障	13
解約等のお取扱い	14
年金の種類の変更	14
年金支払開始日の変更 積立期間の短縮・延長)	14
税務のお取扱い	15
諸費用	16
ご契約後の情報提供とサービス	16

【用語の読替表】

この「パンフレット」では、変額個人年金保険(06)主約款および保証金額付特別勘定年金特約(終身型)条項に定める表記について、一部通称を用いております。「ご契約のしおり・約款」等の表記とは異なっておりますのでご注意ください。

・**ロールアップ保証金額**: 通増保険金額(受取総額保証金額の基準となる基本保険金額(一時払保険料)の年2%(単利)通増金額を含みます)のことです。

・**ラチェット保証金額**: 最大契約応当日積立金額のことです。

・**受取総額保証金額**: 基準保証金額のことです。

・**特別勘定終身年金**: 保証金額付特別勘定年金(終身)のことです。

・**算出率**: 乗率のことです。

特長としくみ

ご注意いただきたい事項

変額個人年金保険の投資リスクについて

この保険は積立金額および年金額等が特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。特別勘定資産の運用は、投資信託を利用して国内外の株式・公社債等で行っており、株式および公社債の価格変動と為替変動等に伴う投資リスクがあります。特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、このリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。運用実績によっては、お受取りになる年金の合計額やご契約を解約した場合の払いもどし金額等が一時払保険料等を下回る場合があります。

諸費用について

【積立期間中および年金支払期間中】
契約初期費用：一時払保険料に対して**5.0%**
保険契約管理費：特別勘定の積立金額に対して、**年率2.3%**
運用関係費：投資信託の純資産額に対して、**年率0.2625%**程度(税抜**0.25%**程度)
※運用手法の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

【一般勘定年金支払期間中】(一般勘定で運用する年金に変更された場合にかかります。)
年金管理費：年金額に対して**1.0%**
※年金管理費は、将来変更される可能性があります。

受取総額保証機能について

- 受取総額保証金額は、あくまでも、年金支払開始日以後に年金受取人に年金でお受け取りいただくことを前提とした保証金額であり、積立期間中にご契約を解約する場合、もしくは、年金支払期間中に年金を一括でお受け取りいただく場合には、保証されていません。
- 受取総額保証機能(ロールアップ保証機能、ラチェット保証機能)を享受できるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限られます。
- 受取総額保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。
- 既払年金累計金額が一時払保険料または受取総額保証金額を上回るまでには長い期間を要します。

Point 1 運用を続けながら**一生**受け取る年金

特別勘定終身年金

- 年金支払期間中も特別勘定で運用しながら一生にわたって年金をお受け取りいただけます。
- 年金額は、受取総額保証金額×算出率【表1】となります。
・算出率は積立期間に応じて決まります。

【表1：積立期間に応じた算出率】	
積立期間	算出率 (受取総額保証金額に対して)
1～2年	3.0%
3～4年	3.5%
5年以上	4.0%

くわしくはP8

Point 2 積立期間は**最短1年** から自由に設定

- 積立期間は、ご契約時に1～35年の年単位で設定いただけます。
- ご契約後、契約日から1～35年の年単位で積立期間を短縮・延長(年金支払開始日を変更)することができます。

くわしくはP14

Point 3 受取総額保証金額を増やすための**2つの機能**

ロールアップ保証機能

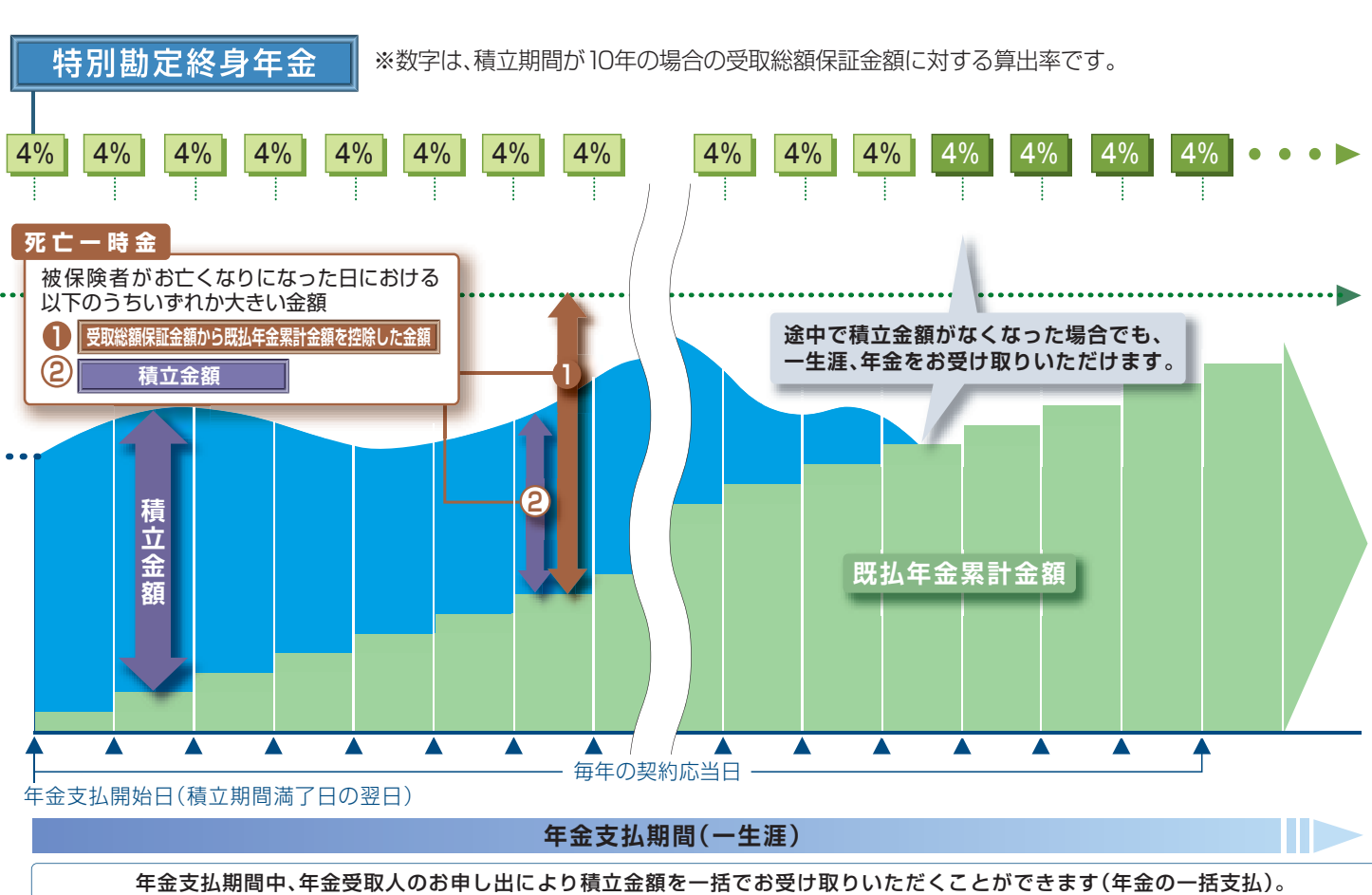
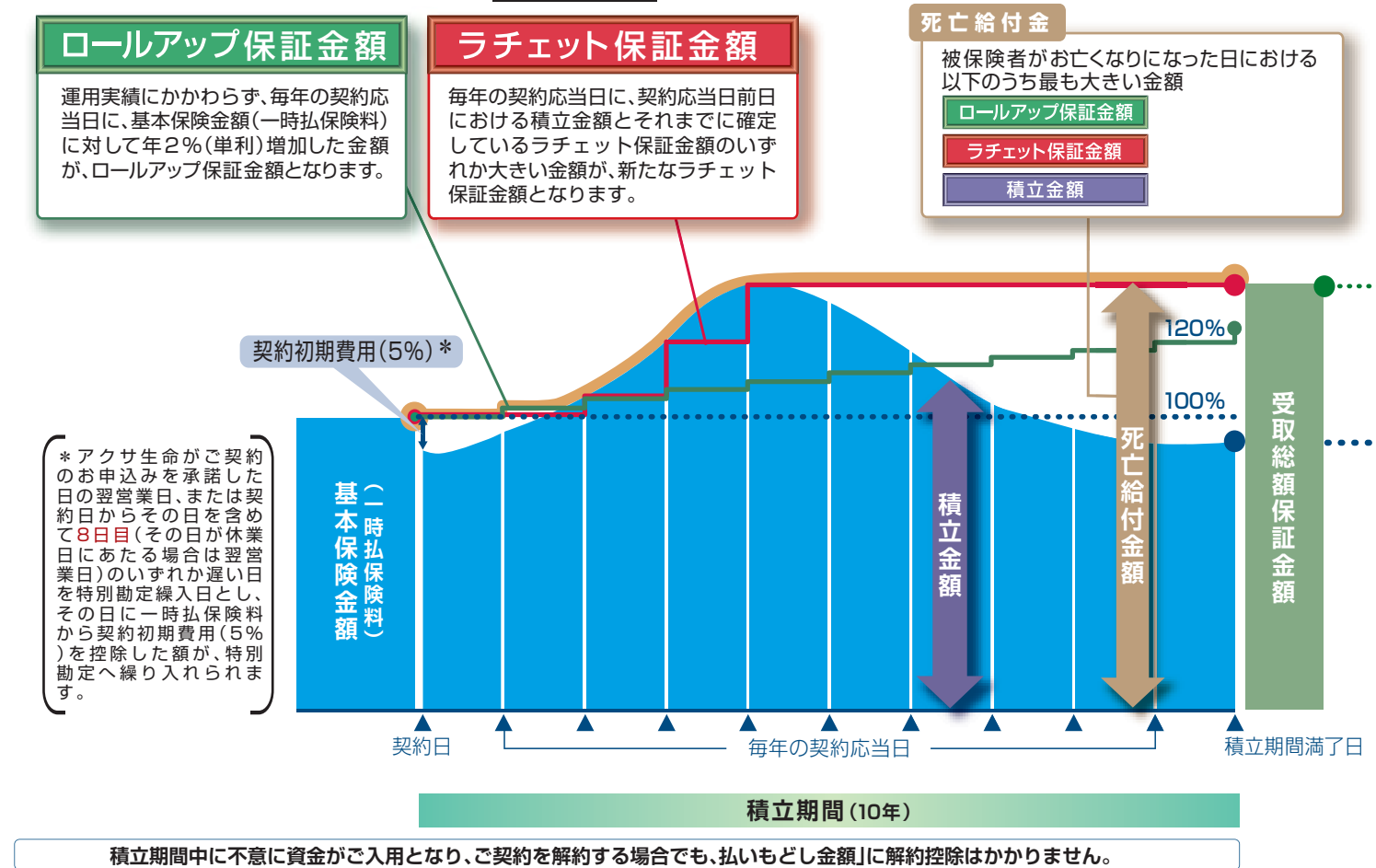
- 運用実績にかかわらず、受取総額保証金額が基本保険金額(一時払保険料)に対して毎年2%(単利)確実に増加します。
※ロールアップ保証金額が増加するのは、積立期間中のみで最長10年です。

ラチェット保証機能

- 運用実績に応じて、毎年1回、受取総額保証金額が増加するチャンスがあります。
- 一度確定したラチェット保証金額は減少することはありません。

くわしくはP7

イメージ図 積立期間が10年の場合



※記載の図では、災害死亡給付金は表示しておりません。災害死亡給付金についてくわしくは、P13をご覧ください。
※年金支払日の前日未だに、積立金額から年金額を控除します。
※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。

受取総額保証金額とは・・・

- 年金額の算出の基準となる金額です。
- 年金支払開始日以後における既払年金累計金額と被保険者がお亡くなりになった場合の死亡一時金額の合計金額の最低保証金額のことをいいます。
- 受取総額保証金額は、以下のうち最も大きい金額となります。

ロールアップ保証金額

年金支払開始日における金額です。

ラチェット保証金額

年金支払開始日の直前の契約応当日における金額です。

積立金額

年金支払開始日前日における金額です。

△受取総額保証金額は、あくまでも、年金支払開始日以後に年金受取人に年金でお受け取りいただくことを前提とした保証金額であり、積立期間中にご契約を解約する場合、もしくは、年金支払期間中に年金を一括でお受け取りいただく場合には、保証されていません。

(ご参考) 特別勘定終身年金の年金額の目安額(最低保証金額)

<課税前>

一時払保険料	積立期間：1年		積立期間：3年		積立期間：5年		積立期間：10年	
	ロールアップ保証金額	年金年額(最低保証額)	ロールアップ保証金額	年金年額(最低保証額)	ロールアップ保証金額	年金年額(最低保証額)	ロールアップ保証金額	年金年額(最低保証額)
200万円	204万円	6.1万円	212万円	約7.4万円	220万円	8.8万円	240万円	9.6万円
500万円	510万円	15.3万円	530万円	約18.5万円	550万円	22.0万円	600万円	24.0万円
800万円	816万円	約24.4万円	848万円	約29.6万円	880万円	35.2万円	960万円	38.4万円
1,000万円	1,020万円	30.6万円	1,060万円	37.1万円	1,100万円	44.0万円	1,200万円	48.0万円
3,000万円	3,060万円	91.8万円	3,180万円	111.3万円	3,300万円	132.0万円	3,600万円	144.0万円

※各積立期間経過後のロールアップ保証金額と、ロールアップ保証金額が受取総額保証金額となった場合の年金年額を、上記「特別勘定終身年金」の算出式(受取総額保証金額×算出率【表1】)により計算。なお、年金年額は千円未満を切り捨てて表示しています。
※年金年額の計算に際し、積立期間中に確定するラチェット保証金額、および積立期間満了時における積立金額については考慮しておりません。仮に運用が好調で、ラチェット保証金額、または積立金額が受取総額保証金額となった場合には、上記の年金年額(最低保証額)は増加します。

ロールアップ保障機能とラチェット保障機能

ロールアップ保証機能

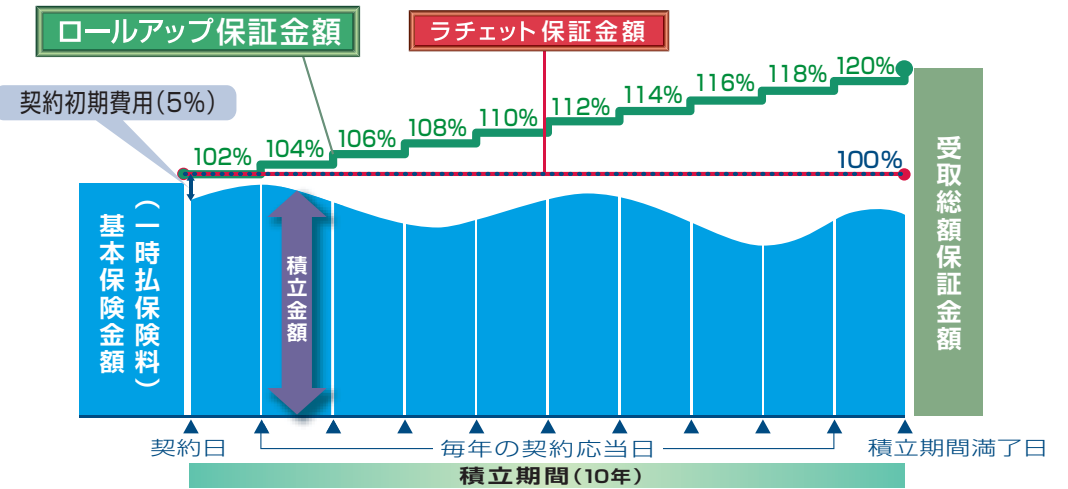
ロールアップ保証機能は運用が不調なとき、その効果を発揮します。

- ロールアップ保証機能により、運用実績にかかわらず、受取総額保証金額は毎年確実に増加します。受取総額保証金額は、積立期間5年間で110%、10年間で120%となります。この機能により増加し確定した受取総額保証金額のことを、ロールアップ保証金額といいます。
- ロールアップ保証金額は、ご契約時においては基本保険金額（一時払保険料）と同額です。以後、毎年の契約応当日に、基本保険金額（一時払保険料）に対して年2%（単利）増加します。

△ ロールアップ保証機能により受取総額保証金額が増加する期間は、積立期間中のみで、最長10年間です。

△ ご契約の一部解約をした場合には、ロールアップ保証金額も、一部解約前の積立金額に対する一部解約後の積立金額の割合と同一割合で減額されます（P14ご参照）。

●●イメージ図●● 積立期間が10年の場合



※図中の数値は基本保険金額（一時払保険料）に対する割合です。

※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額等を保証・予測するものではありません。

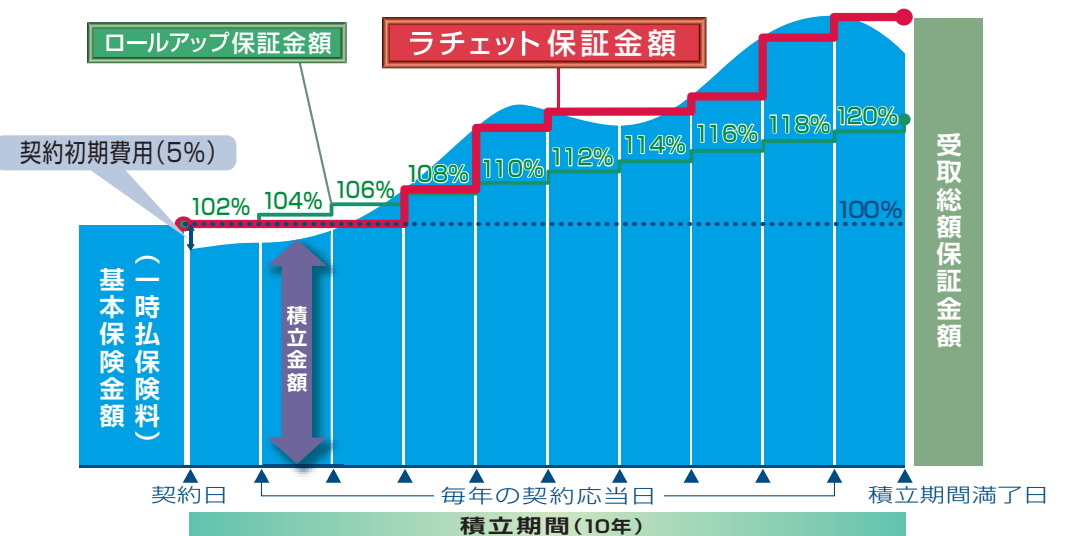
ラチェット保証機能

ラチェット保証機能は運用が好調なとき、その効果を発揮します。

- ラチェット保証機能により、運用実績に応じて、毎年1回、受取総額保証金額が増加するチャンスがあります。この機能により増加し確定した受取総額保証金額のことを、ラチェット保証金額といいます。
- ラチェット保証金額は、ご契約時においては基本保険金額（一時払保険料）と同額です。以後、毎年の契約応当日に、契約応当日前日における積立金額とそれまでに確定しているラチェット保証金額とを比較し、いずれか大きい金額を新たなラチェット保証金額として確定します。
- 一度確定したラチェット保証金額は減少することはありません。

△ ご契約の一部解約をした場合には、ラチェット保証金額も、一部解約前の積立金額に対する一部解約後の積立金額の割合と同一割合で減額されます（P14ご参照）。

●●イメージ図●● 積立期間が10年の場合



この商品の3つのポイント

Point 1

運用を続けながら一生涯受け取る年金

特別勘定終身年金

くわしくは P8

Point 2

積立期間は最短1年から自由に設定

くわしくは P14

Point 3

受取総額保証金額を増やすための2つの機能

ロールアップ保証機能

ラチェット保証機能

くわしくは P7

△ ポイント1・2・3を享受できるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限られます。また、積立期間によって、受取総額保証金額に対する年金額の算出率は異なります。

特別勘定終身年金

年金額について

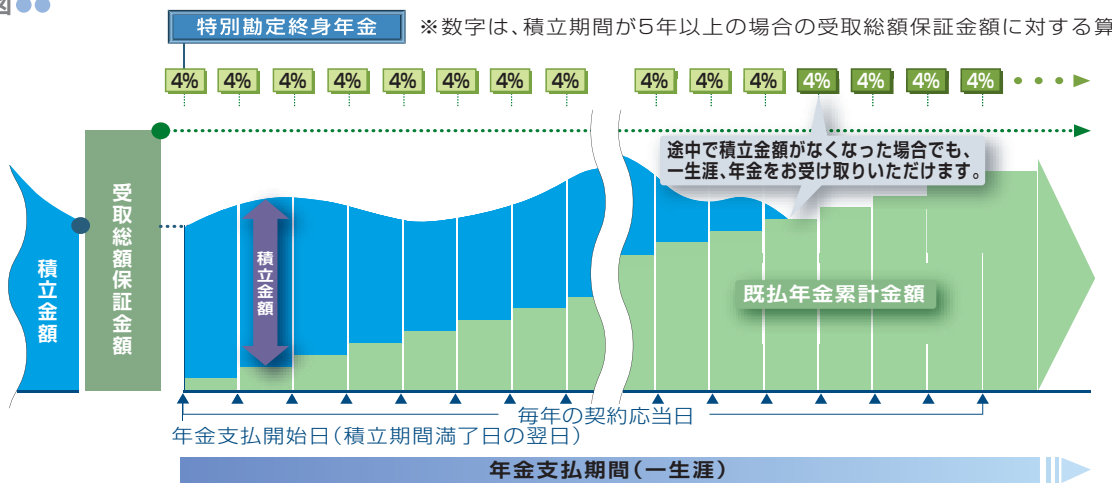
- 年金額は、受取総額保証金額×算出率【表1】となります。
 - ・算出率は積立期間に応じて決まります。
- 年金支払日の前日末に、積立金額から年金額を控除します。
 - ・年金支払期間中に積立金額がなくなった場合でも、被保険者が生存している限り、年金をお受け取りいただけます。
- 受取総額保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。

【表1：積立期間に応じた算出率】

積立期間	算出率（受取総額保証金額に対して）
1～2年	3.0%
3～4年	3.5%
5年以上	4.0%

△ 受取総額保証金額が最低保証されるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限られます。受取総額保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。特別勘定終身年金以外の受取方法で年金をお受け取りいただく場合や、積立期間中にご契約を解約する場合、もしくは、年金支払期間中に積立金額を一括でお受け取りいただく場合には、受取総額保証金額ではなく積立金額を基準とした受取額となるため、一時払保険料を下回る場合があります（最低保証はありません）。

●●イメージ図●●



※年金支払日の前日末に、積立金額から年金額を控除します。

※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、受取総額保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。

年金支払開始日以後のラチェット保証機能について

- 年金支払期間中も特別勘定での運用を継続しますので、受取総額保証金額がさらに増加するチャンスがあります。
 - ・年金支払期間中も、毎年、受取総額保証金額の見直しを行います。
 - ・年金支払開始日以後の運用実績が好調で、毎年の年金支払日前日における積立金額が受取総額保証金額を上回った場合には、その時点における積立金額を新たな受取総額保証金額として適用します（ラチェット保証機能）。
 - ・受取総額保証金額を見直した後の年金額は、新たな受取総額保証金額×算出率【表1】となります。

年金のお支払いについて

- 年金支払日からその日を含めて5営業日以内に年金をお受け取りいただけます（第1回目の年金については、年金支払開始日の5営業日前までにアクサ生命の本社が請求書類を受け付けた場合に限りです）。
 - ・年金支払開始日は、積立期間満了日の翌日となります。
 - ・毎年の年金支払日は、年単位の契約応当日となります。
 - ・毎年の年金額の分割支払【分割回数：年2・4・6回のいずれか】も可能です。この場合、2回目以後の年金の支払日までの期間中は、一般勘定で運用しますので、年金額の分割支払のお申出をされた時点のアクサ生命が定める積立利率が適用されます。
- ※分割でお受け取りいただく場合の毎回の受取金額は、15,000円以上である必要があります。

●アニバーサリー機能

- ・年金支払日を、年金受取人が指定する任意の日に変更いただくこともできます。
 - ・ご指定いただいた年金の支払日からその日を含めて5営業日以内に年金をお受け取りいただけます。
 - ・任意で指定する場合の年金の支払日は、年2日までご指定いただけます。
 - ・当初の年金支払日からご指定いただいた年金の支払日までの期間は、年金をすえ置きます。すえ置き期間中は、一般勘定で運用しますので、年金支払日の変更のお申出をされた時点のアクサ生命が定める積立利率が適用されます。
- ※年金の支払日を年2日でご指定いただく場合の毎回の受取金額は、15,000円以上である必要があります。

●●年金の支払日のイメージ●●



ケーススタディ

【設定条件】 ■基本保険金額(一時払保険料): 1,000万円 ■積立期間: 5年

ご契約時

1 一時払保険料のお支払い

お支払いいただいた一時払保険料1,000万円から契約初期費用50万円(5%)を控除した金額950万円を、特別勘定繰入日の日末に特別勘定に繰り入れます。

積立期間中

2 ロールアップ保証機能・ラチェット保証機能

積立金額は、特別勘定で運用されますので、運用実績により増減します。ただし、受取総額保証金額は、運用実績が好調だった場合は毎年1回「ラチェット保証機能」により増加するチャンスがあります。また、受取総額保証金額は運用実績が不調だった場合でも毎年「ロールアップ保証機能」により、基本保険金額に対して年2%(単利)増加します。

3 受取総額保証金額の確定

5年後、「ラチェット保証金額(1,200万円)」が、「ロールアップ保証金額(1,100万円)」と「積立金額(950万円)」を上回った場合、「ラチェット保証金額(1,200万円)」が受取総額保証金額として確定します。

年金支払期間中

4 年金額の確定

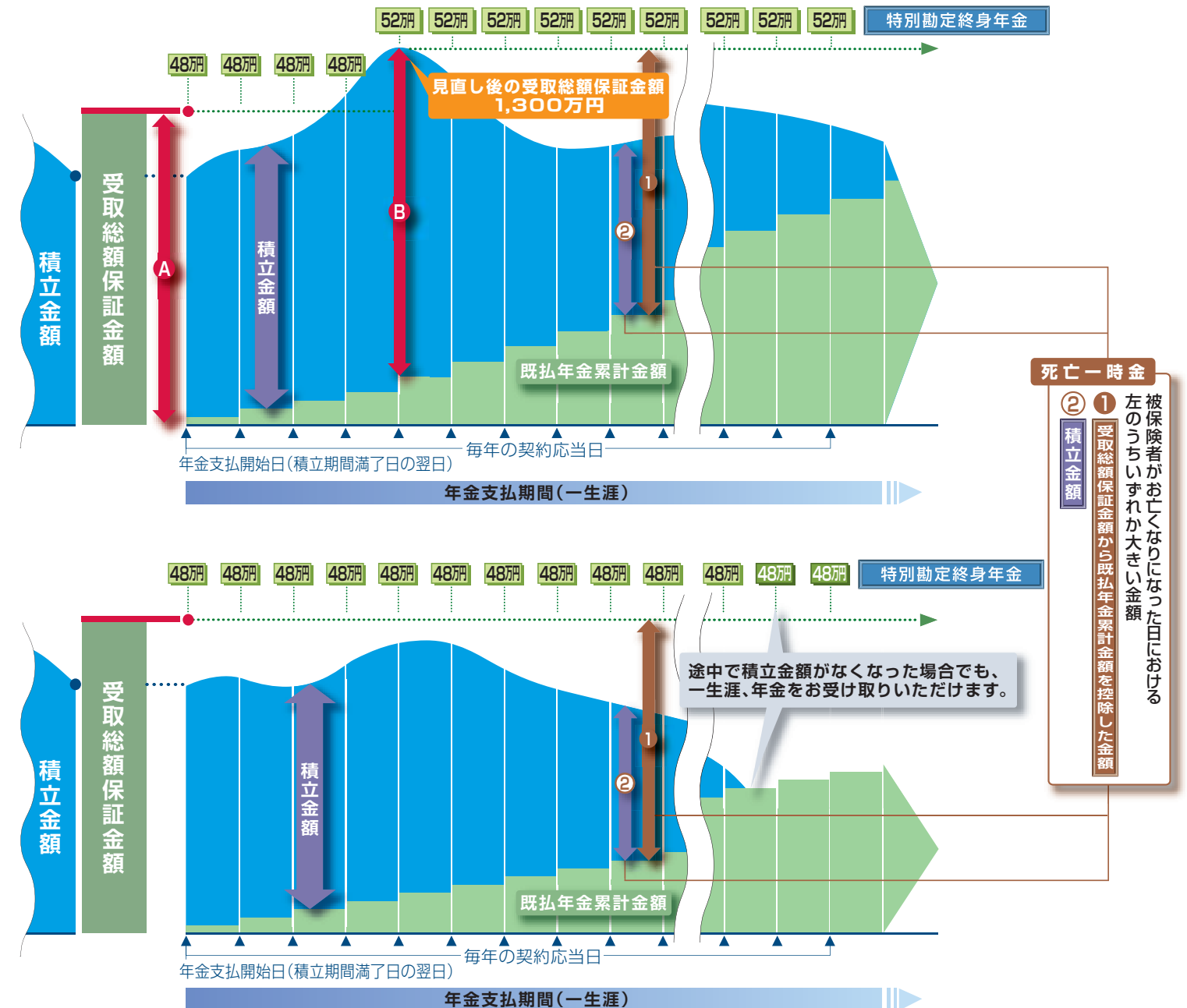
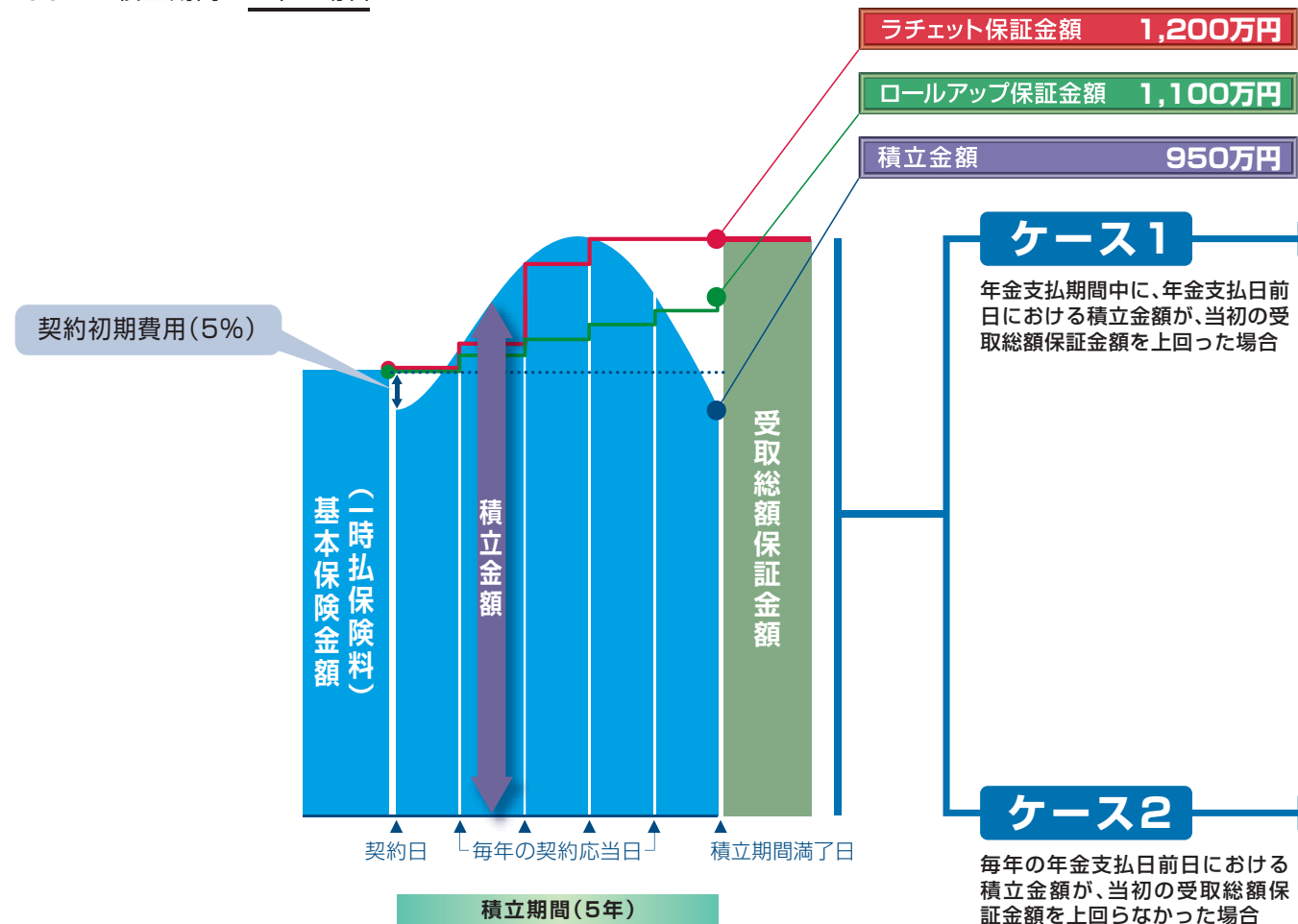
受取総額保証金額×算出率=年金額
 $1,200\text{万円} \times 4.0\% = 48\text{万円}$
 以後、年金額48万円を一生にわたる年金としてお受け取りいただけます。
 *算出率については、P4、8の【表1】をご参照ください。

5 受取総額保証金額の見直し

年金支払期間中も特別勘定で運用を行ないますので、運用が好調で、毎年の年金支払日前日における積立金額が受取総額保証金額を上回った場合、受取総額保証金額の見直しを行ないます。例えば、5年目の年金支払日前日の積立金額が1,300万円となった場合、受取総額保証金額が見直しされ年金額が増加します。
 受取総額保証金額×算出率=年金額
 $1,300\text{万円} \times 4.0\% = 52\text{万円}$
 以後、年金額52万円を一生にわたる年金としてお受け取りいただけます。
 *算出率については、P4、8の【表1】をご参照ください。



●●イメージ図●● 積立期間が5年の場合

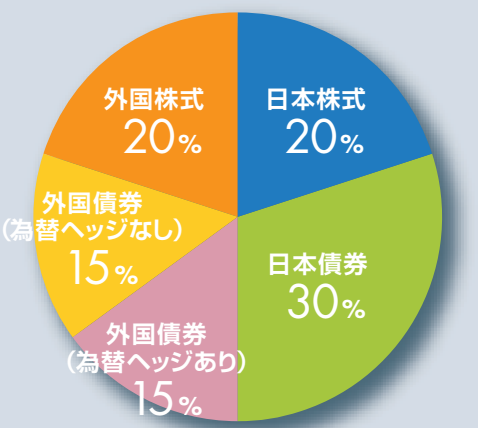
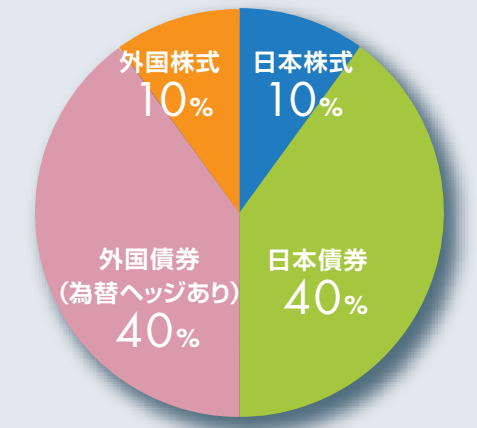


※このケーススタディでは、受取総額保証金額および年金額の確定のしくみをご理解いただくため、積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、年金額等はわかりやすい数値で設定しています。
 ※年金支払日の前日末に、積立金額から年金額を控除します。
 ※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。

特別勘定

国内外の株式や債券等に分散投資されたバランスファンドで運用します。

- 特別勘定は、主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託が運用対象となります。
- 被保険者のご契約年齢（保険年齢）に応じて以下の特別勘定が設定されています。
ご契約後に他の特別勘定に積立金の移転をすることはできません。
- アクサ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日、または、契約日からその日を含めて8日目（その日が休業日にあたる場合には、翌営業日）のいずれか遅い日を特別勘定繰入日とし、その日末に、一時払保険料から契約初期費用（5%）を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。

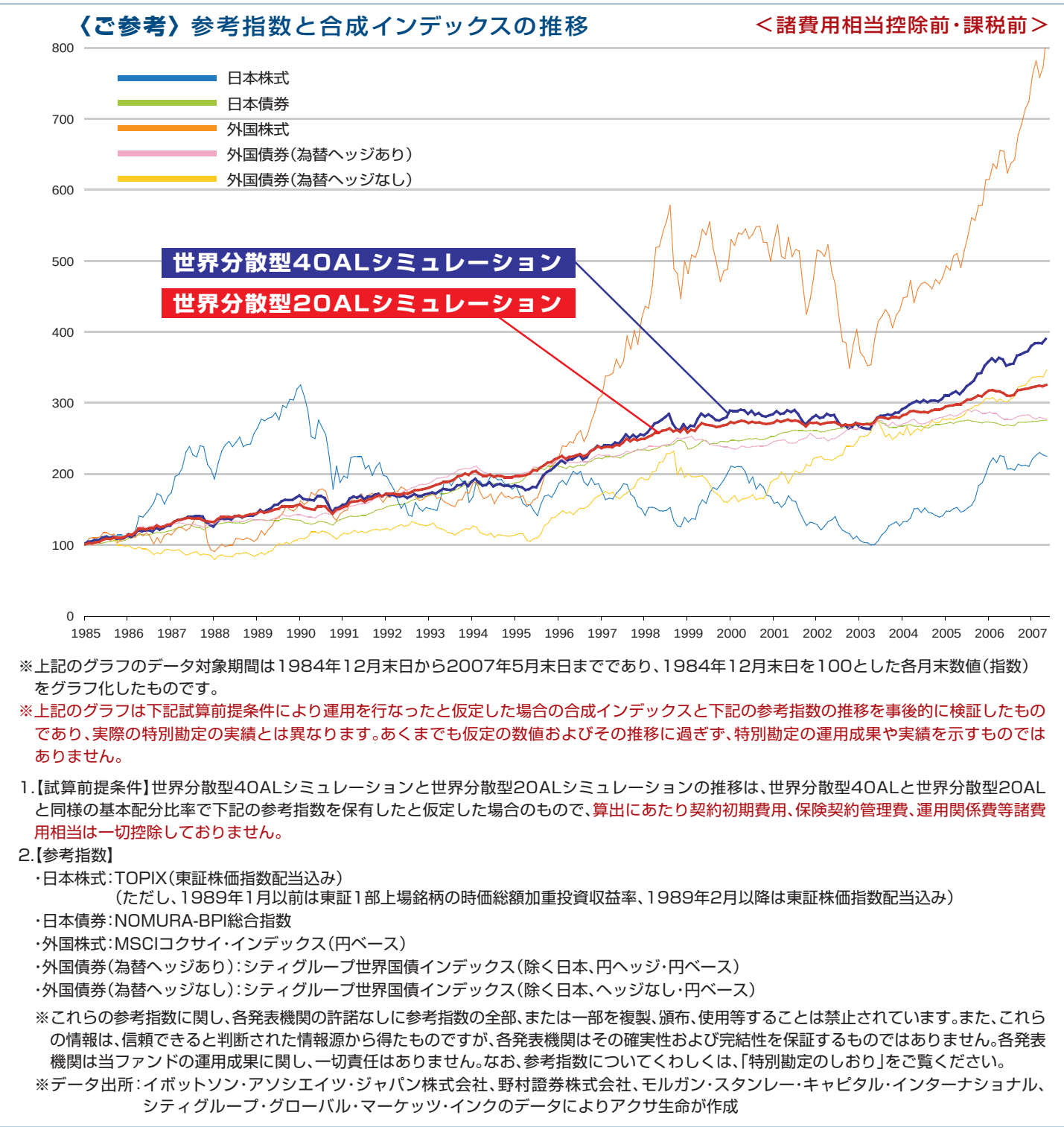
被保険者のご契約年齢（保険年齢）	55～70歳	※申込日における保険年齢が70歳で、契約日における保険年齢が71歳になった場合には、特別勘定は「世界分散型40AL（501）」となります。	71～75歳
特別勘定名	世界分散型40AL（501）		世界分散型20AL（502）
基本配分比率			
利用する投資信託	ステート・ストリート4資産バランス 40VA ＜適格機関投資家限定＞		ステート・ストリート4資産バランス 20VA ＜適格機関投資家限定＞
利用する投資信託の運用方針	●当ファンドは、 ステート・ストリート日本株式インデックス・マザーファンド受益証券20% ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド受益証券30% ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド受益証券20% ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド受益証券30%* を基本配分比率とし、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 *当ファンドは、ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド受益証券の組入れに伴う実質的な組入外貨建資産の50%部分について、原則として為替ヘッジを行ないます。 ●各受益証券の時価変動等に伴う基本配分比率の変化に関しては、資産ごとに一定の変動幅を設け調整を行ないます。 ●当ファンドの主なリスク ・価格変動リスク ・信用リスク ・カントリーリスク ・為替リスク		●当ファンドは、 ステート・ストリート日本株式インデックス・マザーファンド受益証券10% ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド受益証券40% ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド受益証券10% ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド受益証券40%* を基本配分比率とし、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 *当ファンドは、ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド受益証券の組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。 ●各受益証券の時価変動等に伴う基本配分比率の変化に関しては、資産ごとに一定の変動幅を設け調整を行ないます。 ●当ファンドの主なリスク ・価格変動リスク ・信用リスク ・カントリーリスク ・為替リスク
運用関係費	年率0.2625%程度 (税抜0.25%程度)	※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、お客さまにご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等の諸費用がかかりますが、これらの費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用手法の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。	
利用する投資信託の委託会社	ステート・ストリート 投信投資顧問株式会社 STATE STREET GLOBAL ADVISORS SSGA	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社は世界有数の金融機関である米国ステート・ストリート銀行グループに属します。1998年10月1日に業務を開始、投資信託・投資顧問業務を幅広く展開しています。また、その母体であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ（S S g A）は、世界有数の資産運用額を誇る米国ステート・ストリート銀行の資産運用部門です。ステート・ストリート銀行は、1792年に米国ボストンに設立された歴史と伝統ある金融機関です。	

※特別勘定の種類、運用方針および運用協力会社は、将来変更になる場合があります。
※特別勘定には、各種支払等に備え、一定の現金、預金等を保有することがあります。

- 特別勘定資産の運用方法については、ご契約者は一切の指図を行なうことはできません。
- 特別勘定資産は、毎日評価されます。特別勘定資産のうち、このご契約にかかわる部分を積立金といいます。この積立金額は、特別勘定資産の運用実績により変動します。
- 特別勘定資産の運用は、生命保険会社の運用に関する法令・諸規定にしたがって行ないます。法令などの改正により運用制限に変更があった場合には、変更後の運用方針にしたがって特別勘定資産の運用を行ないます。

●特別勘定資産の運用には、価格変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替リスクなどがあり、ご契約者がお受け取りになる年金額、払いもどし金額などが、一時払保険料を下回る場合があります。この保険では、特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはすべてご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命、アクサ生命の募集代理店および第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

※特別勘定についてくわしくは、「特別勘定のしおり」をご覧ください。



死亡保障

死亡給付金、死亡一時金には、それぞれ最低保証があります。

死亡給付金と死亡一時金について

【積立期間中】

死亡給付金

被保険者がお亡くなりになった日における以下のうち最も大きい金額

ロールアップ保証金額
ラチェット保証金額
積立金額

※ロールアップ保証金額、ラチェット保証金額についてくわしくは、P7をご覧ください。

死亡給付金受取人に死亡給付金をお支払いします。対象となる不慮の事故等によりお亡くなりになった場合には、基本保険金額（一時払保険料）の10%を災害死亡給付金として上記の金額に加算し、お支払いします。

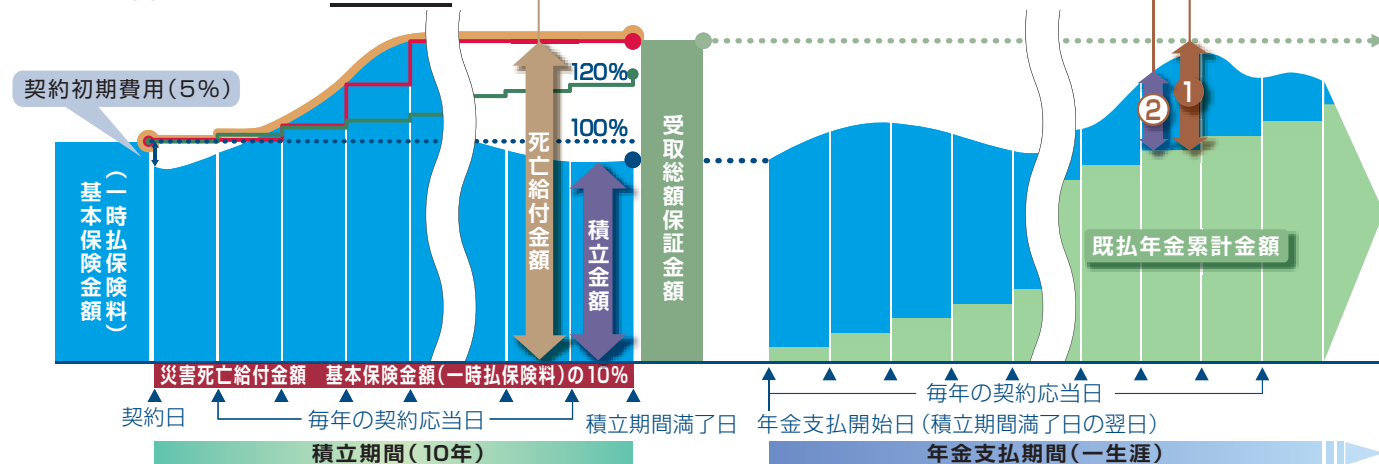
【年金支払期間中】

被保険者がお亡くなりになった日における以下のうちいずれか大きい金額

① 受取総額保証金額から既払年金累計金額を控除した金額
② 積立金額

死亡一時金は、年金受取人（年金受取人＝被保険者の場合には年金継続受取人）にお支払いします。
※年金継続受取人は、ご契約時にご指定いただけますが、その後変更することも可能です。

●●イメージ図●● 積立期間が10年の場合



※年金支払開始日の前日末に、積立金額から年金額を控除します。

※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。

※契約日から特別勘定繰入日前日までの期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、死亡給付金額は、被保険者がお亡くなりになった日における基本保険金額となります。

年金払特約(06)について

死亡給付金(災害死亡給付金)または死亡一時金を、一時金にかえて遺族年金(一般勘定で運用する年金)としてお受け取りいただくこともできます。



○この特約は、ご契約時および積立期間中の場合にはご契約者が、年金支払期間中には年金受取人が付加することができます。また、被保険者がお亡くなりになった後に死亡給付金受取人または年金受取人（年金受取人＝被保険者の場合には年金継続受取人）が付加することもできます。

○この特約の年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は年金基金設定時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されるものです。

○この特約の年金額が10万円未満となる場合には、年金のお取扱いはできません。この場合、一時金でお受け取りいただけます。

○この特約の年金額*の上限は3,000万円となります。3,000万円をこえる場合には、この特約の年金額は3,000万円とし、3,000万円をこえる部分については、この特約の第1回目の年金受取時に一時金でお受け取りいただけます。
*アクサ生命を引受保険会社とする一般勘定で運用する年金商品等の年金額と通算します。

解約等のお取扱い

●ご契約の解約等により、払いもどし金をお受け取りいただくことができます。

△ 払いもどし金額は、運用実績により増減し、ご契約の経過年数にかかわらず一時払保険料を下回る場合、または、全くない場合があります。
△ 払いもどし金額に最低保証はありません。

●払いもどし金額に解約控除はかかりません。

【積立期間中】ご請求者：ご契約者

解約	・アクサ生命の本社が請求書類を受け付けた日(解約日)の翌営業日における積立金額を一括でお受け取りいただけます。
一部解約	・一部解約請求金額をご指定いただき、その金額をお受け取りいただけます。 ・一部解約をした場合、積立金額から一部解約請求金額と同額が控除されます。基本保険金額、ロールアップ保証金額、ラチェット保証金額は、一部解約前と後の積立金額と同一割合で減額されます。 ※一部解約請求金額が3万円未満となる場合や、一部解約日前日における積立金額から一部解約請求金額を控除した金額が50万円未満となる場合には、一部解約のお取扱いはできません。

※解約日の翌営業日が特別勘定繰入日より前となる場合には、払いもどし金額は、基本保険金額（原則として一時払保険料と同額）となります。

【年金支払期間中】ご請求者：年金受取人

年金の一括支払	・アクサ生命の本社が請求書類を受け付けた日の翌営業日における積立金額を一括でお受け取りいただけます。 ※積立期間が10年未満となる場合には、年金支払開始日における年金の一括支払のお取扱いはできません。
受取総額保証金額の減額	・減額後の受取総額保証金額（基準保証金額）をご指定いただけます。 ・受取総額保証金額の減額部分は解約されたものとして取扱い、減額分に対応する払いもどし金をお支払いします。 ・受取総額保証金額の減額をした場合、アクサ生命の本社が請求書類を受け付けた日の翌営業日を基準として、積立金額は、減額前と後の受取総額保証金額と同一割合で減額されます。 ・減額後の年金額は、減額後の受取総額保証金額をもとに改めて算出した金額となります。また、減額前にお受け取りいただいている既払年金累計金額も、減額前と後の積立金額と同一割合で減額されます。 ※減額後の受取総額保証金額が50万円未満となる場合には、受取総額保証金額の減額のお取り扱いはできません。

△ 解約や年金の一括支払等をした場合等にお受け取りになる金額は、一時払保険料を下回る場合があります。

年金の種類の変更

●契約日から10年以上経過している場合には、特別勘定で運用する年金から一般勘定で運用する以下の年金に変更いただくことができます。

確定年金	保証期間付終身年金
【年金支払期間：5・10・15・20年のいずれか】 年金支払期間中、年金をお受け取りいただけます。	【保証期間：10年】 年金支払開始日以後、被保険者が生存されている限り、年金をお受け取りいただけます。

	ご請求者	年金支払開始日	年金額	お手続き
積立期間中	ご契約者	積立期間満了日の翌日	変更後の年金額は、年金支払開始日前日の積立金（年金原資）をもとに年金支払開始日における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算した金額となります。このため、年金額はご契約時に定まるものではありません。	契約日から10年以上経過している場合で、年金支払開始日の10営業日前までにアクサ生命の本社が請求書類を受け付けた場合に限りです。
年金支払期間中	年金受取人	アクサ生命の本社が請求書類を受け付けた日の翌営業日の翌日		契約日から10年以上経過している場合に限りです。年金の一括支払をご請求いただくと同時に変更をお申し出ください。

※年金額が10万円未満となる場合には、上記のお取扱いはできません。

※年金額*の上限は3,000万円となります。3,000万円をこえる場合には、年金額は3,000万円とし、3,000万円をこえる部分については、第1回目の年金受取時にご契約者に一時金でお受け取りいただけます。
*アクサ生命を引受保険会社とする一般勘定で運用する年金商品等の年金額と通算します。

△ 年金の種類を変更した場合、保証金額付特別勘定年金特約(終身型)による受取総額保証はなくなります。

年金支払開始日の変更(積立期間の短縮・延長)

●ご契約後、お申出により、年金支払開始日を、契約日から最短1年後、最長35年後の年単位で変更(積立期間を短縮・延長)することができます(積立期間を短縮する場合には変更後の、延長する場合には変更前の、年金支払開始日の10営業日前までに、アクサ生命の本社が請求書類を受け付けた場合に限りです)。

※積立期間は、ご契約時に1～35年の年単位で設定いただけます。

※年金支払開始日における被保険者の年齢(保険年齢)は、90歳以下である必要があります。

税務のお取扱い

【ご契約時】

●お払い込みいただいた一時払保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります。

※個人年金保険料控除の対象とはなりません。また、一時払であるため、契約初年度のみの適用となります。

※年金受取人または死亡給付金受取人がご契約者本人またはその配偶者もしくはその他の親族(6親等以内の血族と3親等以内の姻族)の場合に適用されます。

【積立期間中】

●解約時(払いもどし金額が必要経費を上回り、差益が発生した場合)

所得税(一時所得)、住民税

●被保険者死亡時

・死亡給付金(災害死亡給付金)を一時金でお受け取りいただく場合

ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税*①
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)、住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

・死亡給付金(災害死亡給付金)を遺族年金としてお受け取りいただく場合 ※「年金払特約(06)」を付加した場合に限ります。

ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	年金受取開始時の課税の種類	年金受取時の課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税*①②	所得税(雑所得)、 住民税
本人	配偶者または子	本人	なし	
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税*②	

*①相続税法第12条が適用されます。

相続税法第12条「相続税の非課税財産」について
死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金(被保険者がお亡くなりになった場合にお受け取りになるもの)に限ります)と合算して、「500万円×法定相続人数*」まで非課税扱いとなります。＊相続を放棄した人も含まれます。

*②年金受給権の評価額について相続税法第24条が適用されます。

相続税法第24条「定期金に関する権利の評価」について

年金受給権取得時において、支払事由が発生しているものについては、以下のように評価されます。
※被保険者が生存されている間に「年金払特約(06)」を付加した場合に限ります。

残存年金支払期間	5年以下	5年超 10年以下	10年超 15年以下	15年超 25年以下	25年超 35年以下	35年超
年金受給権の評価割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

【年金支払期間中】

●特別勘定終身年金受取時

所得税(雑所得)、住民税

※ご契約者と年金受取人が異なる場合には、年金受取開始時に、年金受給権の評価額が贈与税の課税対象となります。

●積立金額の一括支払時(払いもどし金額が必要経費を上回り、差益が発生した場合)

所得税(一時所得)、住民税

●被保険者死亡時

・死亡一時金を一括でお受け取りいただく場合

ご契約者	被保険者	年金受取人	課税の種類
本人	本人	本人	相続税*
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)、住民税

・死亡一時金を遺族年金としてお受け取りいただく場合 ※「年金払特約(06)」を付加した場合に限ります。

ご契約者	被保険者	年金受取人	年金受取開始時の課税の種類	年金受取時の課税の種類
本人	本人	本人	相続税*	所得税(雑所得)、 住民税
本人	配偶者または子	本人	なし	

*相続税法第12条は適用されません。

※記載の税務のお取扱いは、平成19年7月現在の税制に基づく一般的なお取扱いをご案内しているものであり、将来変更される可能性があります。個別のお取扱いについては、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

諸費用

●ご契約者等にご負担いただくこの保険の費用は、次のとおりです。

【ご契約時】

項目	費用	ご負担いただく時期
契約初期費用	ご契約の締結等に必要な費用	一時払保険料に対して 5.0% 特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。

【積立期間中および年金支払期間中】

項目	費用	ご負担いただく時期
保険契約管理費	既払年金累計金額と死亡一時金額の合計金額の最低保証、死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金額のお支払い、ならびに、ご契約の維持等に必要な費用	特別勘定の積立金額に対して 年率2.3% 毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
運用関係費	特別勘定の運用等に必要な費用	投資信託の純資産額に対して 年率0.2625%程度(税抜0.25%程度)* 特別勘定にて利用する投資信託において、毎日、投資信託の純資産額から控除します。

*運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。

信託報酬の他、お客様にご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等の諸費用が含まれますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。

運用関係費は、運用手法の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

【一般勘定で運用する年金の支払期間中】※年金の種類を変更した場合や「年金払特約(06)」により年金としてお受け取りいただく場合です。

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理等に必要な費用	年金額に対して 1.0%* 年金支払日に控除します。

*年金管理費は、将来変更となる可能性があります。

この商品にかかわる費用の合計額は「契約初期費用」、「保険契約管理費」、「運用関係費」の合計額となります。一般勘定で運用する年金の支払期間中は、他に年金管理費がかかります。

ご契約後の情報提供とサービス

郵送で…

通知書面	通知時期	通知内容
保険証券	アクサ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日以後	○ご契約内容
ご契約状況のお知らせ	年4回	○ご契約内容 ○通知作成日における保障内容 ○特別勘定の現状 等
運用実績レポート	年4回	○特別勘定の運用実績(ユニットプライス) 等
特別勘定の現況	年1回	○1事業年度内における特別勘定の詳細

電話で…

お問合せ先	受付時間	受付内容
カスタマーサービスセンター TEL 0120-375-193	平日9:00～17:00 (土・日・祝日および 12/31～1/3を除く)	各種お問合せ ○積立金額 等 各種お手続きに関する書類請求 ○契約内容変更 ○解約 ○住所変更 等

インターネットで…

URL	情報更新時期	掲載内容
http://www.axa.co.jp/life/	毎営業日	○ご契約内容 ※このインターネットでの情報提供を受けるためには、インターネット利用規定に同意の上、インターネットサービスのご利用をお申し込みいただくことが必要となります。
	毎営業日	○ユニットプライス
	年12回	○運用実績レポート
	年1回	○特別勘定の現況:1事業年度内における特別勘定の詳細
	年1回	○決算報告書:アクサ生命の1事業年度内における決算報告書